

令和2年度広島県無電柱化推進計画

2020年3月

広島県

はじめに

道路上の電線、電柱は、景観を損なうだけではなく、歩行者や車椅子の通行の妨げとなり、地震などの災害時には、電柱が倒れ、緊急車両等の通行に支障を来すなど、種々の危険がある。しかし、我が国の無電柱化率は、欧米の主要都市やアジア各国の都市と比べて極めて低い状況にある。

このような現状に鑑み、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として「無電柱化の推進に関する法律（平成 28 年法律第 112 号。以下、「無電柱化法」という。）」が定められた。

無電柱化法第 8 条において、「都道府県は、国の策定する無電柱化推進計画を基本として、都道府県の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならない」とされている。

本計画は、無電柱化法に基づく広島県無電柱化推進計画として、広島県管理道路における無電柱化の基本的な方針、計画、施策等を定めるものである。

1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

1) 広島県管理道路における無電柱化の現状

広島県における無電柱化は、関係者の協力の下、主に電線共同溝による電線類の地中化を推進してきたところである。平成30年度末時点で県管理道路では、約9kmで無電柱化が完了しており、今後一層の無電柱化を推進していく。

2) 今後の無電柱化の取組姿勢

災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等の観点から、無電柱化を推進していく必要がある。

「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。(無電柱化法第2条)」の理念の下、県民と関係者の理解、協力を得て、無電柱化により広島県の魅力あふれる美しいまちなみをつくり、安全・安心な暮らしを確保する。

3) 無電柱化の対象道路

以下の道路について優先的に無電柱化を推進する道路として、取組を進める。

① 防災・減災・国土強靱化

人口密度とともに電柱・電線の密度が高く、災害時の被害が甚大となる恐れがある都市部（DID）内の第1次緊急輸送道路。

<整備前>



<整備後>



写真-1 第1次緊急輸送道路 福山市（福山靱線）

② 安全・円滑な交通確保

高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定道路などバリアフリー化が必要な道路や，通学路など安全で快適な歩行空間の確保が必要な道路。

③ 景観形成・観光振興

重要伝統的建造物群保存地区や景観に関する法律等に位置付けられた地域，その他著名な観光地における良好な景観形成や観光振興のために必要な道路。

2. 無電柱化の推進に関する計画

1) 令和2年度整備箇所

| 路線名 | 市町村 | 整備延長 (km) |
|----------|-----|-----------|
| 国道 183 号 | 三次市 | 1.29 |
| 県道鞆松永線 | 福山市 | 0.31 |
| 県道中領家庄原線 | 庄原市 | 0.09 |

2) 令和3年度以降の計画

令和3年度以降の計画については，令和2年度に次期道路整備計画策定とあわせて，無電柱化の対象道路，整備箇所等を定めた計画を策定する。

3. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1) 電線共同溝方式による無電柱化

令和2年度に整備する箇所は、無電柱化の一般的な手法である電線共同溝方式により実施する。

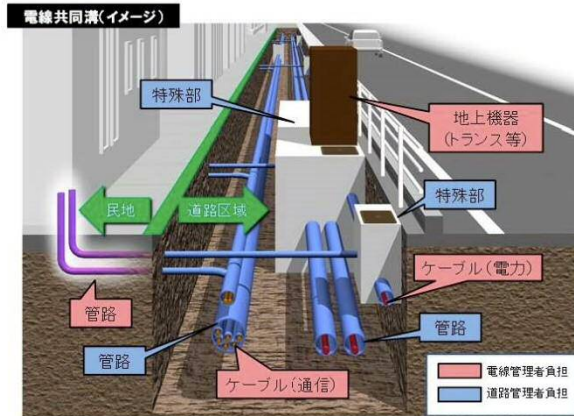


図-1 電線共同溝イメージ
(出典：国土交通省ホームページ)

2) 占用制度の運用

① 占用制限制度の適切な運用

県の管理する緊急輸送道路を含め災害時の救助、救援等の要となるルートにおいて電柱の新設を制限する措置を検討。

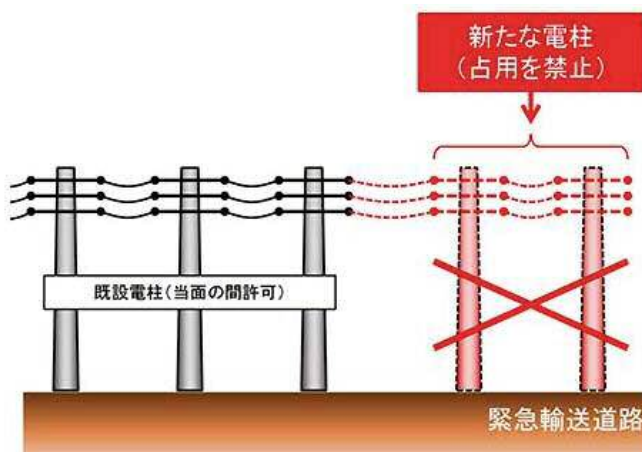


図-2 緊急輸送道路における新設電柱の占用禁止措置 (出典：国土交通省ホームページ)

② 占用料の減額措置

道路における無電柱化をより一層推進するため、道路の地下に設置した電線等について、占用料の減額措置を継続。

3) 関係者間の連携の強化

① 推進体制

中国地区電線類地中化協議会広島支部を活用し、無電柱化の計画について電線管理者等と合意に向けた調整を行う。

また、地域の合意形成を円滑化するため、必要に応じ、地元関係者や、電線管理者の協力を得て、地元協議会等を設置し、無電柱化への協力を求める。

② 工事・設備の連携

無電柱化の整備箇所において、ガスや水道等の地下埋設物の工事が実施される際は、道路工事調整会議等を活用し、工事内容や工程等の把握に努めるとともに、無電柱化の支障とならないよう調整を行う。

③ 他事業との連携

無電柱化の実施に際し、地域の課題を踏まえ、交通安全事業など他の事業と連携して総合的、計画的に取り組むよう努める。

4. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

1) 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する市民の理解と関心を深め、無電柱化に関して県民の協力が得られるよう、無電柱化の実施状況、効果等について、広島県のホームページ等を活用して無電柱化に関する広報・啓発活動を行う。

2) 無電柱化情報の共有

国や電線管理者と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、県内の取組について情報共有を図る。